

## 【議事内容】

文化審議会文化財分科会企画調査会（第10回）

1. 日 時 令和4年9月13日（火）10:00～12:00
2. 場 所 文部科学省3F1特別会議室
3. 出席者 委 員 根立会長，大野会長代理（オンライン），近藤会長代理  
川野邊委員，小林委員，山本委員（計6人）  
文化庁 合田文化庁次長，小林文化庁審議官，奥文化財鑑査官，  
篠田文化資源活用課長，齋藤文化財第一課長，  
長尾主任文化財調査官，綿田主任文化財調査官（オンライン），  
藤田主任文化財調査官，山川文化資源活用課課長補佐，  
吉田文化財調査官，生田文化財調査官（計11人）
4. 議事等

【根立会長】 それでは、定刻になりました。これより文化審議会文化財分科会企画調査会第10回を開会します。

まず、事務局より事務連絡及び配付資料と本日の進め方の説明をお願いいたします。

【山川補佐】 まず初めに、事務局より事務連絡といたしまして、人事異動について御報告申し上げます。

9月1日付で合田が次長に、齋藤が文化財第一課の課長として着任いたしました。何とぞよろしくお願いいたします。

【合田次長】 9月1日付で文化庁次長を拝命いたしました合田でございます。先生方には大変お世話になりますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【齋藤課長】 齋藤でございます。よろしくお願い申し上げます。

【山川補佐】 続きまして、会議形式については前回同様、プレスを含む傍聴者はオンラインの参加となっております。また、大野代理もオンラインで御参加されております。

本日の資料は、議事次第、資料1から4と参考資料です。委員のお手元には、これまでの資料をとじたドッチファイルを御用意しております。こちらは今後も追加していきますので、お持ち帰りにならないようお願いいたします。資料の不足があれば、事務局までお申しつけください。

本日の進め方ですけれども、本日は報告案件2件と、御議論いただきたい案件1つを用意しております。

まず、中間整理に関する意見募集の結果、及び令和5年度概算要求内容について御報告申し上げた後、中間整理に記載の事項のうち幾つかの論点の今後の取組方針を御説明し、御意見を頂戴できればと思います。

事務局より以上です。

**【根立会長】** それでは、議題1、報告案件の1つ目として、中間整理に関する意見募集結果に移ります。

事務局より報告をお願いします。

**【篠田課長】** 先日おまとめいただきました企画調査会の中間整理に関しまして、パブリックコメントを実施いたしました。6月17日から1か月にわたりまして意見募集を行いました結果、意見総数37件の応募がございました。

このことについて、資料2に基づきまして御報告をさせていただきます。

具体的な意見の概要につきましては資料2の別紙になりますけれども、ここでは、中間整理の内容に基づきまして項目ごとに整理をさせていただいております。この中で、一部かいつまんで御紹介をさせていただければと思います。

まず2ページ目でございますけれども、文化財の保存技術や技術の継承、修理技術者等の確保及び支援について。

まず、選定保存技術制度の在り方について、3つ目の丸でございますけれども、「選定保存技術保持者・保持団体の活用の推進に当たりましては、地方指定等文化財及び未指定の文化財の修理等に影響が生じないように、この選定保存技術に準ずる団体等の充実の端緒となるよう、施策を検討してほしい」といった御意見がございます。

また、次おめぐりいただきまして3ページでございますけれども、最初の丸でありますように、「選定保存技術保持者と後継者のマッチングでありますとか、業務量の平準化なども担うような第三者団体を立ち上げたらどうか」といった御意見がございます。

また、その3つ下、4つ目の丸ですけれども、「地方公共団体において、元請あるいは中

請だけではなくて、実際に手を動かした優れた職人のリストを作成して公開してほしい」といった御意見。

中段からは、文化財の保存技術に係る人材育成確保に関する内容でございますけども、2つ目の丸では、「匠プロジェクトの中で、木造を念頭に置いていると考えられますが、石造文化財や石工の技術についても検討してほしい」といった御意見。

また、次の下の丸では、進行形でなくなっている技術・技能ということで、大工道具を例に挙げて、「生業が成り立たない鍛冶職人の技術・技能保持者にも光を当てる必要がある」といった御意見。

また、次のページですけれども、和紙についてのアイデアとして、上から3つ目の丸ですけれども、例えばということで、「手すき和紙職人の若手就労支援と現代のライフスタイルにマッチする製品開発を通して、手すき和紙の裾野を広げるのはどうか」といったアイデアが寄せられております。

中段からは、文化財修理等に係る分野横断的な拠点整備についてですけれども、1つ目の丸として、修理センターの機能として、「保存技術の継承希望者の取りまとめであるとか人材育成、あるいは相談業務、原材料の買上げ、備蓄、安定供給の機能。また、用具・原材料に関する情報発信、及び状況把握についての機能が必要でないか」といった御意見が寄せられております。

次のページ、5ページになりますけれども、上から6つ目の丸になりますが、「文化財修理における科学的調査に当たっては、文化財の科学的分析の実績を有する地域の公設試験研究機関等が連携する必要があるのではないか」といった、連携の必要性についても御意見が寄せられております。

次のページ、6ページになりますけれども、用具・原材料に係る情報発信、需要の創出というところでは、1つ目の丸になりますけれども、「『ふるさと文化財の森』について、設定対象を有形・無形文化財にかかわらないものとして、分野横断的に検討する場や機会を設定すべき」といった御意見。

その次の丸ですけれども、美術工芸品の用具・原材料を対象とした管理業務への支援についてでございますけども、この支援業務について、「無形文化財の芸能に必要な用具・原材料についても必要で、支援の緊急性の高いものを対象に含める必要がある」といった御意見が寄せられております。

その下からは、持続可能な文化財保存のための対応についての項目ですけれども、次の

7ページに渡っていただきまして、最初の丸ですけれども、「現在、基礎自治体である各市町村で文化財保存活用地域計画の作成が始まっておりますけれども、その作成に当たりまして、地域住民や民間団体、事業者とも連携しながらの継続的・計画的な文化財の保存・活用へと移行しつつあるが、多くの市町村における文化財主管課の執行体制が、この地域計画を力強く進めていく上では十分とは言い難い」といった現状についての認識。

また、そのさらに下へ行っていただきますが、下から4つ目の丸になりますけれども、「適正な周期で重要文化財の民家の修理を行うためには、地方自治体の補助の励行が必要である」といった認識の御意見がありました。

その下からは多様な資金調達の促進ですけれども、その1つ目の丸、「クラウドファンディングの成功例が発信されることにより、文化財周囲に、民衆が参加してその意義を共有することは未来への文化財継承につながるものである」といった御意見。

また、その下、一番下の丸からですけれども、「多様な資金調達の支援として、知名度があるところが他を助けるような仕組みを検討すべき」といった御意見がありました。

1つ挟みまして2つ目の丸ですけれども、「クラウドファンディングに当たっては、文化財への理解、情報発信のノウハウ、起案者である所蔵者や保存団体の精神的支えが必要であり、資金調達を助けるコーディネーターのような存在や、自治体でサポートする人材、あるいは代行、複数件をまとめて行う仕組みなどが必要」といった御意見があります。

8ページの下から3つ目ですけれども、「自治体が資金調達を推進し実施すると、情報発信も行うことになり、自治体において文化遺産の認識・理解にもつながり、特にシティプロモーションの観点でも可能性が広がるのではないか」といった御意見がございました。

続いて9ページでは、3つ目の丸からになりますけれども、「地方銀行と地方自治体が連携し、経済界にも文化財への関心を持ってもらうことで、経済界からの持続的な支援を得られるきっかけになり得る可能性がある」といった御意見。

その次の丸ですけれども、「クラウドファンディングよりも、システム手数料がかからないeコマースサイトを活用しながらまめに集める方法や、将来の修復のために、拝観料とは別に募金箱を設置し資金を積み立てる方法など、クラウドファンディングに限らず様々な手段を発信する必要がある」といった御意見がございました。

次に10ページになりますけれども、3つ目の丸において、「文化財保護において、学芸員を志望する人材が多く存在しており、こうした専門性を持つ人材はいるので、資金調達や情報発信を行う人材との両者の連携を進めることが必要である」といった御意見。

11ページになりますけれども、下から4つ目の丸、「修理事業だけでなく、復元模造や模写の制作事業も非常に有効かつ重要である」といった御意見。「特に模造制作は、原材料・用具などの継承に有効であり、その積極的な活用も検討すべき」といった御意見がございました。

この場で全部は紹介できませんけれども、こういった御意見、たくさんいただきましたので、今後の御議論の参考にしていただければと思いますし、また、これまでの御議論、また今後の議論を踏まえまして、これらの御意見について、最終まとめにおいて反映できるものについては工夫をさせていただければというふうに考えております。

御報告は以上です。

【根立会長】 大変多岐にわたる御意見が出ていますけれども、本件について、質問やコメントがあればお願いいたします。いかがでしょうか。

小林先生、何かありますか。

【小林委員】 いえ、特に。

【根立会長】 近藤先生。

【近藤代理】 いえ、特にないです。感想を言ってもしようがないと思うので。

【根立会長】 川野邊先生。

【川野邊委員】 全くそうですよね。ごもっともな意見ばかりなんですけど、じゃあどうするのというところがないので、取りあえず感想になっちゃいますから、大丈夫です。

【根立会長】 それでは山本さん。

【山本委員】 もっともなご意見ばかりです。感想になりますが、思っていたよりも地方自治体では、文化財修理を考えているけれども進んでいないということが多く上がっていると認識しました。このことは注視して頂きたいと思います。

【根立会長】 事務局のほうで、今、要点はまとめていただいたんですけども、特にこれから検討しなければいけないというようなことが、現時点でもう少しあれば教えていただきたいんですけど。

【篠田課長】 今、パブリックコメントの御意見を一旦は御紹介申し上げましたけれども、これまでの9回までの御議論の中で、委員の先生方から、あるいはヒアリングの中からもいただいている意見とかなり重複する部分があるかと思っておりますので、今後、これらの意見も整理しながら、最終まとめに向けて、また相談をさせていただければというふう

に思います。

【根立会長】 分かりました。ほかに今日はこれからいろいろ話さなければいけないこともありますので、じゃあ、本件についてはこれでひとまずおしまいにしたいと思います。

【山川補佐】 根立先生、大野先生がオンラインで御参加されていますが。

【根立会長】 あ、すみません。大野先生、いかがですか。

【大野代理】 ありがとうございます。大変貴重な意見と厳しい意見とあったんだと思いますけど、大きく見て、伝えることの重要性を認識しているということと、地方自治体の負担増を懸念する声と、その一方で、今回のこの企画会議は省庁横断の議論の成果なども披露されて、様々な人たちが実情を話し合っ、それをお伝えできているという成果もある。

また、文化財センターへはかなり過度な期待が寄せられているようなところがあるんですけども、やはりこれ、全部一遍に処理しようと思うと潰れてしまうので、それぞれできること、例えば文化財センターはつなぐ役割みたいなものですよね。情報集積。そういったところをしっかりと位置づけていくとかしないと、全て文化財センターができればみんなオーケーなのかな、みたいに思われても困りますし、そもそも地方自治体と地域の方が、しっかり自分たちの足元の遺産を見据えて頑張っていこうとするところに、国が大きく支援していく、あるいは協力者が協力していくという方法が必要なので、これを聞いていますと、重要伝統的建造物群保存地区の制度みたいなものなどがかなり有効なのかなという印象を持ちました。

取りあえず以上です。

【根立会長】 どうもありがとうございました。センターに関しては何か、イメージとしてどうも建造物関係のことを結構取り扱うようなイメージが広まっていたようなところもありますけども、もう少し実態と、実際に今検討している問題と何らかの形でリンクしていればいいんですけども、その辺りは少し整理する必要があるかと思いました。

山本さん。

【山本委員】 センターについては、今はまだ構想をしながら検討している時点です。そのような中から考えましても、今、具体的に検討して頂きたいのは地方自治体、何度も出ていますが、都道府県の指定文化財、これらには、次に国の指定文化財になるような裾野のものがたくさんあります。それらの修理が遅れて活用したくても活用できていなかったり、特定のものだけ活用されて傷んでいくことが生じています。

その状況を深刻に感じていらっしゃる教育委員会の方、学芸の方がいらっしゃいます。一言で言ってしまうと予算がないという事で仕方なくそういう状況が起こっている。

またそれは、地方自治体の指定文化財だけではなくて、公共の都道府県の美術館、博物館、図書館、資料館などでも、自治体所蔵の文化財も修理予算がないということを学芸の方からよく耳にします。私どもが展覧会に行って、「こんな状態で大丈夫ですか」みたいなことを言っても、ちゃんと認識していらっしゃるんですが、やはり予算がないので修理できない。

地方のことですから、国が直接ということではないかもしれませんが、文化財という次に国のものにも上がってくるであろう大事なものがそういう形であるという事をこの会議の中でも知っていただいて、地方自治体と、美術館・博物館などで公立か私立かに関わらず法人になっているところのもの、公共の文化財と考えられるものが在るところには予算が必要で、又その予算を得るための修理から活用までを企画できる人材が必要です。そのような人材育成は、やはり国が注視してくださって、直接手を下して、そこにお金を入れるだけじゃなくて、そういう企画を地方から上げていけるような人材育成を、国のほうは何か考えてほしいです。すぐには解決できないであろう事だからこそ国が注視しつづけて頂きたい。今、具体的には案はありませんが、この会議でも論点として考えていただくということは必要だと思います。

以上です。

**【根立会長】** ほかにございますでしょうか。

では、なければ、続いてまた報告ですけど、議題1、報告案件の2つ目として、令和5年度概算要求内容に移ります。

事務局より報告願います。

**【篠田課長】** 続いて資料3に基づきまして、令和5年度概算要求の中で、特に文化財関係の内容について御報告をさせていただければと思います。

資料3でございますけれども、文化財の匠プロジェクト等の推進・充実による文化資源の持続可能な活用の促進ということで、文化財関係の概算要求のまとめでございます。

これにおきましては、来年度令和5年度の要求要望額として570億円を要望し、対前年度125億円増ということでございます。

主に文化財の匠プロジェクトによる継承基盤の整備ということで351億円、多様な文化遺産の公開活用の促進に218億円を計上しております。

続いておめくりいただきまして、すみません、最初は0ページでしたので次が1ページになりますけども、文化財の匠プロジェクトによる継承基盤の整備ということで、令和4年度からの5か年計画であります文化財の匠プロジェクトの、来年度が2年目になりますので、その2年目を着実に実施できるということを期しまして、文化財の保存技術の伝承、また文化財関連の用具・原材料の調査、国宝・重要文化財建造物の保存修理強化、史跡等の総合活用整備、あるいは重要文化財等の防災施設整備などの各種事業の予算につきまして、対前年度100億円増の拡充要求をしております。

具体的な内容は2ページ以降になりますけども、2ページからは、文化財保存技術の伝承ということで、本年度から、後継者養成が必要な選定保存技術保持者への補助を100万円増額といったところで、計210万円の研修経費を補助しているという制度がございますけども、この枠を拡充いたしまして、13名から130名の枠に拡大するといったことをしております。

続いて3ページでございますけども、ふるさと文化財の森システム推進事業でございます。文化財建造物の資材の産地を「ふるさと文化財の森」として設定し、研修等の普及啓発でありますとか管理業務を支援しておりますけども、今年度と同様に所要額を計上しております。

続いて4ページです。文化財保存等の伝統技術等継承事業でございますけども、主として美術工芸品の保存修理に用いられる用具・原材料の情報発信、普及啓発を実施するとともに、原材料確保のための管理業務支援の拡充を要求しております。

続いて5ページでございます。文化財関連用具・原材料等調査事業でございます。

この事業におきましては、用具でありますとか原材料の安定的な供給を図るために、生産状況でありますとか生産者の実態把握を進めるといったこととともに、将来的に入手困難と見込まれるような用具等の代替品の研究開発、あるいは実用化の研究を予定しております。その調査対象や研究分野を拡充するといったことを予定しております。

続いて6ページでございます。国宝・重要文化財建造物の保存修理強化対策事業です。

文化財建造物が適切な周期で保存修理を実施できるように、文化財の匠プロジェクトの2年目への計画といたしまして、木造建造物の保存修理に係る補助経費を拡充することといたしまして、対前年度18億円増の130億円を要求しております。

続いて、7ページが美術工芸品になります。美術工芸品につきましても、同様に適切な周期での保存修理が実施できるように、対前年度3億円増の13億円を要求しているといっ

たところでは。

8 ページが、史跡等の総合活用整備といったことをごさいます。史跡等につきましても、文化財としての価値を維持するために、適正な周期で保存整備ができるように支援するといったことが必要でございまして、同様に補助経費を拡充するために、対前年度16億円増の69億円を要求しているといったところをごさいます。

9 ページが、重要文化財等防災施設整備事業になります。世界遺産・国宝等の防火対策でありますとか耐震対策の推進、あるいは近世城郭等の保存整備の推進に要する補助経費の拡充といったことを予定しておりまして、対前年度56億円増の74億円を要求しているといったところをごさいます。

最後、10ページになりますけれども、文化芸術への寄附促進実証事業についてです。これは新規要求としております。

来年度の新規事業といたしまして、地方公共団体によります文化財等への寄附などの資金調達のモデル形成を支援するといった事業でございまして、その所要経費を計上しております。

近年、文化財の保存修理にかかる資金工面、あるいはその資金調達が非常に困難な状態が続いているといったことを背景に、一部ではクラウドファンディングを活用するような例が出てきておりますけれども、こうした取組はまだ一部でとどまっております上、また、新たに実施しようとする場合に、容易に取り入れることができるような知識でありますとかノウハウが整理されているものはほぼないといった状況がございまして。

そういった状況に鑑みまして、文化財の保存活用に多様な資金調達を促進するといったことのために、寄附者への有効なPR手法を含む包括的な資金調達モデル事業を形成するための実証事業を実施いたしまして、事業成果を周知・普及させまして、地方公共団体による文化財等への資金調達環境の整備を支援していきたいというふうに考えております。

この事業につきましては、後ほどの議題の中でもまた御紹介させていただきながら、議論を深めていただければと思っております。

簡単でございまして、来年度概算要求の概要について御紹介を申し上げました。よろしくお願いたします。

**【根立会長】** どうもありがとうございました。予算の関係の報告ですけれども、本件について質問やコメントがあればお願いたします。

**【大野代理】** すみません、よろしいでしょうか。

【根立会長】       どうぞ。

【大野代理】       来年度の予算の中では、先ほどの議論の中でも文化財の地域総合計画、地域計画づくりというのは課題でもあり、重要な要素でもあるという話が出ていましたけれども、その辺について、各地方自治体へその計画づくりを促進するような動きに対する予算とかというのはあるのでしょうか。

【篠田課長】       地域計画の作成の支援について、予算で補助を行っております。

近年、この地域計画作成を検討される自治体が増えておりまして、その要望に応えるために、来年度、若干ではございますけれども拡充の要求をしております。

地域計画を作成することを通じて、文化財部局だけではなくて首長部局も含めて、地域で文化財を活用していこうという機運が高まっておりますので、そういったことを積極的に支援していきたいというふうに思っております。

【大野代理】       ありがとうございます。先ほどおっしゃられた教育委員会というか文化財部局だけではない、地域ぐるみということだと、周りの市町村の部局が全然知らなかったりするとなかなか進まないの、その辺の後押しというんでしょうか、も文化庁さんのほうから進めていただけると大変ありがたいなというふうに思います。よろしく願います。

【篠田課長】       ありがとうございます。あと、ちょっと付け加えですけども、一方で、文化財保存活用地域計画を作成するに当たって、なかなか事務の負担もあるということで、一方で地方分権改革の観点から、なるべく簡略化する、あるいは事務を簡素化した上でより有効な計画を策定できないかといった提案もなされておりますので、そういった観点からも、より積極的にハードルを低くしながら、地域計画も作成し、支援できるような形で工夫もしていきたいというふうに考えております。補足でした。

【大野代理】       ありがとうございます。そういった点で、先ほど申し上げたように伝建地区制度みたいなもの、あるいは文化的景観なんかもそうかもしれませんけど、地域の人たちが主役でやることですよということも含めて、何でも国へ相談すりゃ解決するという話ではなくて、まず自分たちで考えてみる、地域の人と考える、そのスタンスがやっぱり必要になってくると思うので、そこのところを分かってもらえるようなところに、ちょっとストレスをかけてもいいのかなというふうに強く思っているのですが、いかがでしょう。

【篠田課長】       ありがとうございます。ちょうど地域計画も大分広がってまいりまして、

今70何団体というところになっておりますので、大分、作成を検討されているところも、先行事例とか、横を見ながら自ら工夫されているといったところが増えてきているような感覚はございます。

一方で、まだ作成しようにも、いろいろ検討する項目であるとか調査項目が多くて、どこから手をつけていいのかといったところですか、何を書いていったらいいのかというところで、最初のところで戸惑うような自治体もあるように聞いておりますので、そういったところのハードルがなるべく低くなるような形で、自ら地域の宝を活用していくということを積極的に取り組むような動きが増えていくように、我々としても積極的に支援をしていきたいというふうに思っています。

【大野代理】 よろしくお願ひします。

【根立会長】 よろしいですか。ほかに。いかがですか。

私から1つ教えてもらいたいんですけど、重要文化財等防災施設整備事業が、これが随分要求の伸びが高いような気がするんですけど、これは、それこそ国土強靱化の問題等があって、このような要求額になってきたのですか。

【篠田課長】 おっしゃるとおりでございます、国土強靱化の加速化の5か年対策ですとか、国土強靱化の計画がございます。また、防火対策についても5か年計画で推進しているところございまして、現状を申し上げますと、当初予算と補正予算と合わせまして所要額を確保しているという現状がございます。

ですので、要求額については、対前年度の予算額については補正予算で前倒した分がございますので、補正予算を加えますと同規模ぐらいのところではあるんですけども、当初予算ベースで比較しますと大幅に伸びているように見えるといったところがございます。

【根立会長】 分かりました。ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、小林委員。

【小林委員】 小林ですけれども、大野先生からも御質問があった地域計画の件が、すぐ私も実は気になっていまして、具体的にこの策定支援はどのようなことをお考えになっておられるのかというのをお聞きしたいです。

というのも、私も土曜日にある自治体の方とお話をしていて、文化財のことをすごく真剣に考えられている学芸員の方だったのですけれども、なかなか首長さんが、下品な言い方になりますけれども、「歴史は金にならないから」みたいな言い方をされて、あんまり積極的に捉えてくださらないこと捉えてをとっても嘆いておられました。

そこだからということでもないような気がしていて、文化財だけじゃなくて文化全般そういうところがありますけれども、もうちょっと、未来に向けて、何というのかな、これが大事で活用していただけるんだということを理解していただくことが、首長さんに必要だなという。あと議会のほうですね、議員さんにも知っていただく必要があつて。

つまり、地域計画を策定すると。地域計画を策定したいと思っている人たちがいて、ただ、そこへの道のりもあるような気がするということなんです。つまり、自治体の中で理解をしてもらうというところがなかなか難しいなという感じがしているので、何らかの形で支援をしていただきたいなと。

つまり、先ほど77団体が地域計画を策定してきていると。自分の地域はそもそも文化財とか保存修復の技術とか、あるいはその原材料のことについても関係ないと思っているところも結構あるような気がするのです。

なので、あなたのところにこういう大事なものがあるんですよというようなことも含めて、分かるような形になるといいなということは思います。

だから、文化財がたくさんあるところは、もう当然、そういう地域計画は策定して当たり前だよねと思っていらっしゃっているような気もするんですけど、そうじゃないところにどういうふうにすれば届くんだろうというのがいつも気になっていますので、そういう視点もちょっと入れていただけるといいかなと思いました。

以上です。

**【篠田課長】** ありがとうございます。この地域計画の作成支援ですけれども、具体的には、まず文化財の調査をしなきゃいけないので、調査をするための委託をする経費とか、あるいは作成するに当たって文章を組み立てるとか構成するなどありますので、そういったことについてコンサル等に委託するとか、そういったところも自治体の要望に合わせて支援できることにしておりますので、自治体の要望に応じて柔軟に対応できているようには思います。

一方で、おっしゃるように首長さんのリーダーシップの下で下りてくる案件というのは非常に進みが早いんですけども、一方で積み上げ型になりますと、中で体制整備するときは大分ぶつかったりして、苦勞しているようなところはお伺いしております。

したがいまして、毎年、この地域計画を作成する自治体とか、興味を持っている自治体さんに対しまして、横展開を図るような情報交換会を行っております。そういったところで参考になるような御意見をいただいたり、提供したり、あるいは自治体間で情報をやり

取りするといった機会を設けておりますので、そういったところをもう少し活性化していければなというふうに思います。

先ほど、すみません、地域計画、現段階で78地域ということでした。訂正させていただきます。

【小林委員】 すみません、せっかくですから少しお聞きしたいのですが、その情報交換会は、ちなみにいつ頃行われているのでしょうか。多分最初の1回ぐらいだと思いますが、今年度行ったのでしょうか。

【篠田課長】 今年度もやる予定だと思います。すみません、ちょっと今、日程のほう、確たるものはありませんが。

【小林委員】 そうですか。以上です。

【篠田課長】 すみません、確認して御連絡申し上げます。

【小林委員】 はい、ありがとうございます。

【根立会長】 ほかに御意見ございますか。いかがですか。

なければ、私からこの際ですのでちょっとお聞きしたいんですけども、美術工芸品の保存修理の抜本強化で、通常の文化財の修理以外に特殊事業があるんですけども、何か計画されている大規模の特殊事業というのはどういうものがあるのでしょうか。

【篠田課長】 美術工芸品で大規模なものが何か計画されているかと。

【根立会長】 いや、特に今の段階では出ていないということならばあれなんですけども。出ていなければ、そういうものも今後加えて、より強化をお願いしたいということなんですけど。

【篠田課長】 今、この場ではデータでないようですので、また御報告させていただきます。すみません。

【根立会長】 分かりました。ほかにございませんか。

でしたら、次の意見交換が重要ですので、そちらのほうに移りたいと思います。

続いて議題2、意見交換案件に移ります。複数テーマがありますので、大きく3つに分けて説明、意見交換を行います。1、選定保存技術の複数認定・顕彰の問題からやります。

まず、選定保存技術の複数認定の方針の明確化と、文化財修理技術者等を対象とした顕彰制度について、事務局より説明願います。

【齋藤課長】 文化財一課でございます。資料4を御覧いただければと思います。ちっちゃく26ページと下ほどに書いてございます。

まず初めに、選定保存技術の複数認定の方針の明確化ということでございまして、中間整理における記載といたしましては、この保存技術認定対象の拡大ということで、文化財を確実に保存するために、保存技術の伝承基盤の整備、技術をなりわいとする業界の活性化が不可欠であると。

このため、1名・1団体を原則としていた選定保存技術の保持者・保持団体の認定に係る運用を改めて、状況に応じて保持者・保持団体の複数認定を行うと、その方針を明確化することが必要であるということが記載されたところでございます。

現状、御案内かと存じますけれども、既に選定された分野に保持者・保持団体を追加認定する場合は、既存の保持者・保存団体と流派、それから技術内容、地域的特色などの違いがあることを要件としてきたと。

こうしたことから、1つの選定分野について原則として1名・1団体の保持者・保持団体の認定となっているというところでございまして、このことによって、1人の保持者だけが国庫補助事業によって伝承者養成の責任を負っていると、安定的な技術の継承に不安が残るというような状況でございます。

保持者を複数認定している技術ということで、令和4年4月現在、美術工芸品分野27技術のうちの2技術等々、記載をさせていただいております。

加えて、本年7月の答申によって、新たに3技術で保持者を複数認定することとしているということで、これも書かせていただいておりますとおりでございます。

今後の取組方針といたしまして、書いてございまして、選定保存技術の保持者・保存団体の認定に当たりましては、より複層的に技術が継承されるように進めると。このことについて、第四専門調査会においても、今後の方針について意見聴取を6月にさせていただきまして、流派、それから技術内容、地域的な特色などの違いを求めつつも、技術の継承、文化財の適切な保存に特に必要な場合は、柔軟に認定をしていくということを確認させていただいたところでございます。

こうした方向性を、企画調査会の最終取りまとめでも確認させていただきながら、令和5年以降、複数認定も視野に入れて、選定・認定候補を調査したいと考えてございまして、例えば想定されるケースということで書いてございまして、保持者が高齢で新たな伝承者の養成が急務の場合ですとか、あるいは未選定、それから解除分野におきまして、同等の技術を有する者が複数存在するといった場合。あるいは、検討の中では、文化財保存の需要に対して必要な供給量を賄うためには、複数の保持者による伝承者の養成が必要な

場合とか、そういった場合について、複数認定も視野に入れて、令和5年以降、選定・認定候補を調査していくことができると考えているところでございます。

この複数認定の方針の明確化は、以上でございます。

またページをおめぐりいただきまして、次は顕彰制度でございます。

こちら中間整理における記載ということで、社会的認知度の向上、選定保存技術の社会的認知度を上げて、若い世代も含めて幅広い世代から関心を寄せてもらうことは、後継者それから文化財保護の応援者を確保するために重要であると。さらに、長期的には高度な技術を用いた仕事への適正な対価に対する社会的な理解の形成にも資するものであると。

そして、国、地方公共団体、保持者・保存団体が一体となって普及啓発に取り込むことが必要であると。国において顕彰制度の検討等々が考えられるというふうにされているところでございます。

これ、現状につきまして、選定保存技術保持者・保存団体を顕彰する既存の仕組みは、文化庁長官表彰、それから黄綬褒章、それから叙勲がございますけれども、これらは保持者・保存団体のベテラン技師といった、既に一定の実力を認められた修理技術者が推薦されているということで、平均年齢も書かせていただいております。

これからその技を錬磨しようとする若手、それから中堅技術者は対象となりづらいということから、今後の取組方針といたしまして、選定保存技術保持者・保存団体に限らず、文化財の修理に携わる方、そして文化財修理に必要な用具・原材料の生産者など、より幅広い技術者を対象とする顕彰制度を整備するというところで、若手・中堅技術者の意欲向上、そして文化財保護技術の職の魅力の発信につなげてはどうかというところでございまして、新たな顕彰制度は素案でございますけれども、対象として、まず文化財保存技術者と。まずは選定保存技術の保持者の後継者ですとか、保存団体の中堅構成員を想定して、順次より広範な技術者を対象に検討してはどうかということ。それから、文化財修理に必要な用具・原材料の生産者、こういった方を対象としてはどうか。

位置づけにつきましては、特に若手・中堅技術者が技を錬磨する上でモチベーションとなるようなもの。

また、推薦方法につきましては、都道府県等による推薦を経て、有識者会議、審査委員会とか選考委員会とかそういう類いのものだと考えておりますけれども、そうした場で選考して、文化庁において決定をします。

意義につきまして、若手・中堅技術者の意欲向上、それから文化財保存技術の職の魅力

の発信。それから、都道府県による推薦を経てということをお願いしましたが、地方公共団体による、関与する、地方公共団体による域内の文化財保存技術者保護への積極的反映といったことも通じて、裾野が広がるのではないかと。こうしたことをこの顕彰制度の意義として考えているというところがございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【根立会長】 どうもありがとうございました。

それでは、御意見、御質問があればお願いいたします。

近藤さん。

【近藤代理】 すみません、いきなり意見を申しますが、その前に質問を1つです。

こんなふうに単独の認定をずっとやってきましたというふうに特出しして言うようなことかなという疑問がまずあるんですけどね。

というのは、これまでも複数認定は現にあるからですよ。なので、それだけちょっと確認したいんですけど、選定保存技術の保存団体の1技術に対する複数団体認定の技術は、この議事、この資料に出ていませんけど、幾つありますか。

1つの選定保存技術に対し2団体以上が、あるいは。団体だけでいいです。個人と団体が併せて認定されているのは除外して、2つ以上の団体が認定されている技術の数だけ答えていただければ。

つまり、何でそんなこと聞いているかといいますと、こういう資料のバックデータとして、団体の現在の複数認定というのもきちんと押さえた上で、資料として出すべきだと思ったからです。まずはそこを。

【山川補佐】 すみません、失礼します。中間整理のまとめのときに、後ろに参考資料をつけさせていただいたものがあるんですけども、その中で、団体で複数認定されているものを幾つかピックアップさせていただくと、例えば工芸技術分野の日本産漆生産・精製というところで……。

【近藤代理】 それはよく知っています。

【山川補佐】 はい。あと……。

【近藤代理】 あとは建造物じゃないですか。

【山川補佐】 はい。建造物分野の建造物木工で2団体が認定されているという状況かと思えます。

【近藤代理】 つまり、選定保存技術全体の中で、複数認定のある選定保存技術は2件ということですね。工芸技術に関する日本産漆生産・精製に2団体、建造物木工に2団体です。

ね。それでいいんですね。ありがとうございます。

じゃあ、続いて意見を言ってもいいですか。それで、だから個人の複数認定を増やすだけじゃなくて、団体の複数認定も合わせて増やすという、積極的に広げていく姿勢は出していただくほうがいいと思います。

それと、これ、細かく、例えば取組方針案として出ている、つまりこの26ページの一番下の四角ですけれども、その一番下のところです。想定されるケースとして挙げているのは、保持者が高齢で新たに伝承者養成が急務の場合。その次、未選定または解除分野において同等の技術を有する者が複数存在する場合などと、すごく親切というか丁寧に考えた想定事例を書いていますけど、こんなの書かなくたっていいじゃんというのが正直なところです。つまり、積極的に必要なところは増やすべきであると思います。

だから、同じこの四角の中の、「技術の継承や文化財の適切な保存に特に必要な場合は」柔軟に認定とわざわざ書いていますが、じゃなくて、「必要な場合は」ぐらいでよろしいんじゃないかと。自ら縛りをかけて、特例、例外として広げていきたいんですという、すごく消極的な姿勢に私には見えませんでしたので、これは広げていくべきだと思います。

それで、例えば未選定や解除で今選定されていない、保持者がいないに限らず、今保持者がいても、同等の力を持つ認定すべき人が2人いるんだったら、2人認定して3人の保持者にすればいいと思います。

かつて、無形文化財の工芸技術の分野で、1人保持者がいて、同等の力を持っていると認められる候補者が2人いたときに、2人一遍に追加認定したことがあります。

だから、選定保存技術の場合、基本的に保持者の人数がどうこうではない、文化財の保存にとって必要な技術の総量だと思うんです。それが保持者の人数という数字になって出てくるだけで。

だから、文化財の保存に必要であれば、2人じゃなくても、4人だつていいと。5人でもいいじゃないですかと思います。ここはもっと積極的に増やしていくという部分を強調して資料を作ったほうがいいなと思いますし、そういうスタンスであってほしいというのが私の意見です。

以上です。

**【根立会長】** どうも。小林先生は途中で御退席ということなので、今の話や、あるいは次の顕彰制度とか、あるいは資金調達のことも含めて、御意見等があればお聞かせいただきたいんですけど。

【小林委員】 ありがとうございます、お時間いただきまして。

今の近藤先生の御意見は私も賛成をします。それから、それとの関係もあるのですが、この顕彰制度を考えていただいたのはよかったと思っていて、やっぱりこの分野に入ってきて、やる気を持続できるような何か仕組みは欲しい思いました。と、それも中堅・若手というような形の対象になっているというのはとてもいい思いました。これにどうい名称をつけるかが結構肝になってくると思っていて、期待しています。

あと資金調達のところは、非常に難しい部分があるんですけども、今、例えば公的な資金だけではできないから民間にも協力を得てという形になってくるのは当然の流れなのかなと思いますから、それが変な形で利用されないようにするとか、信頼性のある仕組みで運用していけるようにするというのを考えていく必要があるかなと思っています。

先ほどのパブリックコメントの意見の中でも、例えばクラウドファンディングや何かを調整していくような人が必要なんじゃないかの的なのがありましたよね。

その中で、その人にちゃんとした称号といたら変なんですけれども、ちゃんと、本当に文化財のためにやっていただくような人、みたいなことにしておかないと、何かオレオレ詐欺的な形で利用されてしまうようなこともあるんじゃないかなという心配もちょっとあったんです。

なので、もちろん自治体などが主になってやってくれればいいんですけども、そこも自治体の様子を見ているとなかなか難しいような気もして、そういう人材のようなものとか団体みたいなものが、きちんとした、公正に活動できるようなものとして存在してくるといいのかなというふうには思いました。

ごめんなさい、具体的な意見ではありませんけれども、以上で、今日は大変申し訳ありませんが失礼させていただきます。

【根立会長】 どうもありがとうございます。

それでは、また元に戻りまして、まず選定保存技術の複数認定の方針の明確化について、ほかの委員の方、御意見ございますか。

【大野代理】 すみません、大野です。

【根立会長】 はい、どうぞ。

【大野代理】 認定を複数というか、必要に応じてするということは全く異論ありません。それと、技術者の確保というか、技術の認定という点では、先週、岩手県の遠野市というところに、かやぶき伝承に関するヒアリングに行ってきたのですが、遠野市の場合は、

厚生労働省関係の職業訓練協会というんでしょうか、そういうところで大工さんたちにかやぶき師としての研修などを行うようなシステムなどがあって、地元の遠野市のかやぶき文化を守るとというのが一つの目標で、その地域の職業訓練協会が主導的に授産をしている、技術を伝承しようとしている。

それだけですとあまり公的な認証にならないので、岩手県に掛け合って、岩手県の認定という形をもらって、1級のかやぶき技能士とか2級のかやぶき技能士、それを組織で、座学と実習の一定のレベルをして、そのレベルに達した人は県の認定を受けるということで、そういう認定を受けた人を、遠野市の発注するかやぶきには職人さんとして使うことという条件で職場も確保するということを行っています。認定が顕彰に当たるとは言えないのかもしれませんが、しっかりと技術を伝承する人が一定のことをクリアしてもらおうと、公的に認めながらその人を、リスト化するという課題なども意見にもあったと思います。そういうリストやさらに積極的に、工事のときにはこういう技能を持った人を使うという形で職能を確保する。そういうやり方なども地域によっては可能なのかなと思いましたので、そういう点では、厚生労働省関係のヒアリングということなども必要なのかなというふうに感じた次第です。

以上です。

**【根立会長】** 川野邊さん、どちらでも。複数認定、あるいは顕彰のことでも。

**【川野邊委員】** ついつい、複数認定のほうは積極的にやっていただきたいと思っているんですけど、最初に見せていただいたときに、ついつい、幾らかかるのかなと思ってしまっ

たから、使えるところに使うんだよなというふうで、この方針にすごい納得してしまったので、いいことだと思います。

皆さんおっしゃっているみたいに、複数認定、できるだけやっていければ、やっぱりそれを担っている人たちの励みにもなるし、ぜひやっていただきたいと思います。

そういう意味で、顕彰制度がやっと文章になってきてうれしいなと思います。名称についてはいい案はないんですけど、でも、こういうことをもうちょっと、顕彰するときにはやっぱりいるんなところで取り上げてもらって、こういう技術が日本の文化の伝統を支えているんだというのが少しでも多くの人、特に若い人たちなんかには伝わる機会になればいいんじゃないかなと思うんです。

ただ、何度も出てはいますが、それを志す若い人たちは結構いると思うんですけど、

暮らしていけないという問題が一番大きくて、そこをどういうふうに。全部担保するわけではないですけども、何かいいアイデアがあればいいなというふうに思っています。研修していただくのはとてもいいことだと思っています。ありがとうございました。

【根立会長】 山本さん。

【山本委員】 皆さん、先生方がおっしゃったとおりで、複数認定について、伝統技術伝承者協会が身近な団体なので例に挙げると、団体の中には、個人で選定保存技術保持者の認定を受けている方も、そうでない方もいらっしゃる。

良い点は、関係する仕事の方が団体としてまとまったことで、一人一人からでは吸い上げにくい意見や状況が、一団体として、この場でもプレゼンして頂けました。それは大きいことです。課題は団体の運営です。頂いた補助金の使い方ですが、何かの補助金事業というものを立ち上げた場合には、そこにかかる人件費もその事業の為の事務的なものとしては立ち上げられますが、常にその団体を運営するための、維持するための事務所ですか、事務を執り扱える行政も分かるような事務員というのを恒常的にその団体が置けるかという、それができない団体が多いと思います。

団体指定をしていただく中で、やはり目的を明確にというときに、団体にすることによって、個人では見ていけないこともその団体が見ていくし、大きな補助金を有効に使う補助金事業もできる。

しかし、そのためには日々の運営が必要です。そういうものに対して補助金を使える何かいい方法はないのでしょうか。

今、私たちが補助金を使わせてもらっている中で、事業を立ち上げれば使えるけれども、今、雇用し、毎日の日々事務をしてくれる人には、国の補助金は使えないのです。名目という形でも何かその辺、いいことがないかなと、いつも考えます。

私どもの国宝修理装演師連盟という団体は、同業種が集まっていますから、いろんな形でお金を集めたりしやすいですが、例えば伝統技術関係になると、1人でやっている人、2人でやっている人、個別な人の集まりであることが多いです。そこをまとめる為の団体という名前があって、そこに理事長や、理事の肩書きや形としての組織はできても、日々運営を持ち回りですとか、そういう形になってくる。それがもう少し何かの形で運営しやすくなるといいなと思いました。

それがセンターの機能の一項目になるのかどうかは分かりませんが、そこまで行く前に、まず団体指定された団体が日常どういう形で運営できているかということにも目

を向けていただけたらと思います。

それから、若い人たちの顕彰制度というのはとてもいいことだと本当に思います。国が若い人を認めてくださるといって制度が本当に少なくなくて、文化財修復学会や、新聞社などでは、若い人を取り上げて頂いてきていますが、やはり国から認めてもらうというのは、嬉しいだけではなく、若い人の場合に特に大事なものは、その後もそのモチベーションを維持して仕事を続けていく責任感を持ってもらう事だと思います。

そういう人をどうやって推薦していったらいいんだろうかということは前向きな課題だと思いました。

**【根立会長】**　　ちょっと山本さんにお聞きしたいんですけど、顕彰制度で、こういうふうにある程度若手の人たちが顕彰されると。ここにも、資料にも書いてあるんですけども、要は中堅クラス、本当にキャリアのある人は黄綬褒章とかそういう問題で対応できるかもしれないけど、そうじゃない、でも指導的な立場の人たちが何もなくて、若い人たちは何か、というのは、これは組織の中ではちょっとやりにくいのかなという。その辺はどうですか。

**【山本委員】**　　確かに。ということもあると思いますが、若手というのを何歳ぐらい、どれぐらいのキャリアと思うかというときのイメージによっても違うと思います。私はやっぱり50才前後がプロとしての仕事をしている若手かなと思っています。

50前後の人。個人の気持ちは分かりませんが、もし私がある頃何か認めてもらったらすごく嬉しかったと思いますので、今は自分たちがそういう人たちの推薦したいと思います。

黄綬褒章、誰がいいですかという御相談を受けたときに浮かぶ顔よりも、若者を推薦してくださいと言われたら、50歳前後の中堅の人のほうが私の場合は浮かぶんですけど。いかがでしょうか。これ、私の個人的な感想ですが。

**【川野邊委員】**　　いいですか。

**【根立会長】**　　はい、どうぞ。

**【川野邊委員】**　　山本さんと同じようなものを見ているものだから一言言いたくなつたんですけど、そうなんじゃないですかね。やっぱり50でしょう。50までだと思うんですよ。それ以上の人を顕彰してもモチベーションにならないし。大体自分自身がちゃんとしているから50までやってきたわけだから。

だから、50前、40代後半で顕彰してあげて、それを若者が目指すというのがいいんじゃないかなと個人的に思いますし、知っている範囲では、50以上で下が顕彰されたからって

ひねくれる人はそんなにいないよね。ちょっといる気もするけど。(笑)

【山本委員】 他の人が頂いて励みになる人もいますから。そこは、それでもよいのではないのでしょうか。

【根立会長】 いや、そうであればいいんですけど、世の中にやっぱり、ポストと賞というのは執着する人はいるのでね。

まあ、それは——あ、どうぞ。

【近藤代理】 すみません、表彰についてちょっと意見を。ネームだろうと思うんですよ、表彰がうまく機能して、社会の注目も集めて、ありがたいと思ってもらえるかどうかというのは。その成功例が、私は厚生労働省の「現代の名工」の大臣表彰だと思うんです。

だからこれ、文化財の分野に限っての表彰制度をつくるならばそれでいいと思いますし、そうすると、例えば「現代の名工」みたいな通称で勝負すればいいんです。

大臣表彰だったら正式には多分、文部科学大臣表彰何とか表彰、文化庁長官表彰何とか表彰、が正式名称になるんでしょうけれども、報道発表資料なんかでそれをやるから——私が現役の頃、長官表彰って私よく分からないんですけどと言って、マスコミの方からお電話があって、「去年の表彰を受けた有名な人、どなたかいますか」なんて聞かれたことがある。その時に、バタヤンが表彰を受けましたって答えたんですけど。それはどうでもいいので、議事録に書かないでいいです、これは。

だからそういう、「現代の名工」のような、例えば「文化財の匠」大臣表彰とか、「文化財の匠」長官表彰という、通称の部分を大きくアピールできるような報道発表資料を作ってやればいいと思いますね。大臣表彰だって種類は幾つもあるし、長官表彰だって何種類もありますよね。

それともう一つ、今、「現代の名工」の厚生労働大臣表彰をちょっと調べてみたら、正式名称は「卓越した技能者（現代の名工）の表彰」と呼んでいるらしい。

それで、表彰状と、これは毎年1回、おおむね150名の表彰者に、表彰状、卓越技能賞、盾と記章、バッジ及び褒賞金10万円だそうです。そのぐらいの予算を要求しましょう。そうやって本当にありがたいものに、この顕彰制度、つくりましょう。ありがたい表彰、ありがたい制度だと。

それから若手に対する表彰は、これは奨励賞でいいですよ。ベテランに対しては大臣表彰でも長官表彰でもいい。若手に対しては若手枠をつくって、奨励賞、新人賞。これは芸術選奨に大臣賞と新人賞があるのと同じようなもので、50歳あるいは60歳の人が芸術選

奨の新人賞を受けているので、世の中には何か釈然としないという人も大勢いると思いますが、ずっとそれでやっている。

だから、若手には新人賞とか奨励賞とかの枠を設けて、ベテランには大臣賞なり長官賞なりの、正賞と新人賞というような分類にすればいろんな人に出せますよ。

というふうに思いますので、これは本当に予算も取って、ありがたい表彰にして、それで世間に理解してもらって、ありがたいと思ってもらえるような通称を考えて、それを積極的に売り出すのはいかがですか。

以上です。

**【根立会長】** どうも。それでは、選定保存技術の複数認定のほうに関しては、皆さん前向きな回答だったと思います。

それから顕彰制度に関しては、実際の運用とかネーミングの問題は多少あるんでしょうけれども、御検討を進めていただければと思います。

じゃあ次に、続いて文化財の保存・継承に不可欠で安定供給を図るべき原材料のリスト化と、文化財修理センターの設置に向けた検討について、事務局より説明願います。

**【齋藤課長】** 事務局でございます。まず、原材料のリスト化ということで、28ページでございます。

こちらも中間整理におきまして、用具・原材料の安定的な確保ということで、文化財の保存・継承に不可欠で、国内生産が危機的な状況にあるので安定供給を図るべき原材料について、国がリスト化をするというようなことが記載をされたというところでございます。

現状でございますけれども、これも御案内のとおり、建造物分野におきましては、保存のために必要な原材料のうち山野から供給される木材等々、こうしたものを安定的に確保するということと、当該資材に関する技能者の育成、それから普及啓発活動を行うために、ふるさと文化財の森というものを設定して、材種、名称、所在地をリスト化しているというところでございます。一覧化して公表しているというところでございます。

一方、建造物以外の分野におきましては、予算事業によりまして美術工芸品の保存・継承に不可欠な用具・原材料について、生産管理支援といった事業を行っておりますけれども、一覧化されたリストは現時点で策定されていないということで、国として安定供給を図るべき対象が対外的に明示されていないという状況でございます。

今後の取組方針といたしまして、建造物以外の分野につきましても順次リスト化をして、国、地方公共団体、生産者、技術者等の文化財関係者が共通認識の下で原材料の安定確保

に向けた取組を進めることができるよう、ホームページ上で分かりやすい発信等を通じて政策の見える化を図ることとしてはどうかということをございます。

原材料リストのイメージということで、対象は文化財の保存・継承に不可欠で安定供給を図るべき原材料ということで、選定保存技術としてその生産・製造等の技術が保護されているもの。あるいは、予算事業によって生産管理支援が行われているもの（予定を含む）と、こうしたものを対象としてはどうかと。

そして、リストに掲載する情報ということで、原材料名、使用される文化財の種類と用途、生産地または求められる品質等を示す情報ということで、一例として表を書かせていただいております。

コウゾですとか、使用される文化財、美工品。使用分野、和紙。それから、原材料を使用する選定保存技術等ということで、例えば選定保存技術何とかの原料として使用すると。それから美工と。例えばこうした表にして、リストに掲載をして一覧化してはどうかというところをございます。

発信方法として、ふるさと文化財の森とともに、ホームページに分かりやすく掲載をして、各種機会を通じて関係者に情報提供してはどうかと。

その上で、長期的な安定供給のための仕組みにつきましては、原材料に関する各種の調査を踏まえて引き続き検討するとしてはどうかということ、取組方針の案として考えているというところをございます。

続きまして29ページは、文化財修理センターの設置に向けた検討ということをございます。こちらでも中間整理における記載として書いてございます。

分野横断的に状況を把握して、各分野の専門性、それから知見を横串でつなぐ総合的な解決策の検討が必要であるということで、センターの機能として、例えば分野横断的な拠点機能ですとか、修理記録等のデジタルアーカイブ化などの情報集約機能。そして、原材料の需給状況を含む文化財保存技術に関する一体的・継続的な調査研究機能ですとか、研修・普及啓発機能などの幅広い機能を備えるなど、ナショナルセンターとしての情報の集約・発信・広報、文化財所有者、修理技術者、研究者、行政など文化財関係者間のコーディネート機能の発揮が期待されるというようなことが、中間整理において記載されたことをございます。

現状といたしまして、本年7月に、文化庁に文化財修理センターの在り方に関する検討会を設置して、検討を開始してございます。現在までに3回開催してございますけれども、国

立の文化財修理センター、仮称でございますけれども、に求められる機能、それから実施主体、場所、運営体制等について、順次検討して進めているというところでございます。

これまでの検討内容でございますけれども、機能について、国立の文化財修理センターでは、情報集約と共有を含む修理の推進、そして調査・研究を着実に実施するための修理・研究体制を構築するとともに、人材育成、それから情報発信、普及啓発といったことによつて、我が国の修理文化の継承と国内外への発信を進めると。究極的に持続可能な保存・活用サイクルを実現してはどうかということについて検討されているというところでございます。

また、実施主体につきまして、我が国の文化財修理は、国立博物館の文化財修理所で、行政・民間の連携を前提として進めてきた、そういった経緯等を踏まえて、既存組織を活用した体制づくりが望ましいのではないかとというようなことが検討内容というところでございます。

右のほうが目指す姿のイメージということで、保存、活用、そして修理、好循環の創出につなげる修理、こういったことをイメージとして掲げているというところでございます。

今後、企画調査委員会でいただいた内容を踏まえながら、構想の具体化に向けて、引き続き在り方に関する検討会で検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**【根立会長】** どうもありがとうございました。

最初のほうの、文化財の保存の継承に不可欠で、安定供給を図るべき原材料のリスト化という問題から少し議論したいと思っておりますけれども、大野先生、何か御意見ありますか。質問等。

**【大野代理】** ありがとうございます。安定供給に関しては、文化財の森というのが主体的に建造物関係から始まって、そのほかの分野に広がり期待されているというところで、引き続き、その方向性をしっかりと維持していただくということだと思います。

木材の場合は何百年たったら切るということですが、かやぶき関係なんかで言いますと、カヤ材の確保というところで、やはり一定の組織、認定組織などがカヤなどを収集した場合に、その品質を保証するという意味で、今日の資料にも、どこどこ産の和紙の材料という、そこをしっかりと、何々協会から出しているというようなあたりを担保していくというあたりで品質の保証をしていくというあたりが、一つ重要なのかなと思いま

た。

もう一つ、文化財修理センターの場合ですと、こちらに書かれているように、やはり横串でつなぐ総合的な解決策の検討というようなところは異論のないところですが、意見等の中で見ますと、最初にも申しあげましたように、様々なことを全て解決できるのではないかなという期待もあるので、やはりできることとできないこと、短期的なことと長期的なこと、その辺をしっかりと示していただけるとありがたいと思いますし、この企画会議の最初のほうの議論でもありました、そういうコーディネーターというかアドバイザーみたいな人たちがここで研修を受けて、地域とつないでいく、あるいは公共団体とつないでいく、そういうような基になるということが期待されるかなというふうに思いますので、このポンチ絵の中に、この結果が地方へ向かってどう発信されていくのかというあたりも、少し詰めていただけるとありがたいなと思いました。

以上です。

**【根立会長】** どうもありがとうございました。ほかの先生方、いかがですか。

川野邊さん、何かございますか。

**【川野邊委員】** すみません、今、あんまりいろんなことを考えていたので。

最初の、原材料のリスト化ですけれども、このリストって誰がつくるんですか。

それと、リスト化してそれでおしまいではなくて、それを解決しようという動きというのは、この先どういうふうになっていくんですか。

例えばコウゾに関して言えば、コウゾが生えていないわけじゃなくて、コウゾは生えているし育てている人もいるけど、それを製紙原料として持ってくる、その中間の部分が切れていて生かされていないんですよ。少なくとも僕はそう思っていますけど。

民間の人たちがボランティアで刈り取ったりして一生懸命支えているところはあるけど、やっぱり、そうするとコウゾの質が落ちてきちゃっていて、本当に必要な最先端の最上質のものが得られてないというのも問題だと思うんですけども、その辺の解決策にはつながらないんですよ。

このリストに載せてもらって、そうか、コウゾが足りないんだ、と思われただけではないかなと思うんです。その辺が見えていないのがちょっと不安なんですけども。

リストをつくる、例えば今文化庁さんがお持ちになっているものでリストを上げていくのは重要だと思うんですけども、それ一つ一つについて、実際にはなぜ必要としている人の手に、必要としているだけの量が行っていないのかというところの解析する部分が足り

ていないような気がするんです。

次々と調査官の人に仕事を増やしているようで申し訳ないんですけども、やっぱり現場から見上げた形と、こういうふうの上から見た形があまりにも齟齬が大きいような——これに関してですね、齟齬が大きいような気がするものですから、言わせていただきました。

次のセンターのほうは、夢は大きいんですけど、何ができるのかなって。機能について、この4つが本当に忘れないで、実際のセンターにつながってくれるのを強く希望しているんですけども、実際には、できることってすごい少ないと思うので。

実施主体が博物館の修理所だというのが最も不安なところで、そういうことに適している組織では全然ないということは、実はみんな裏で認識していますよね。

それしか言えないというのもよく分かっていて、こんなことを公のところで言っちゃいけないんですけど、でもやっぱり、もしこのセンターを本気でこういうものにしたかったら、すごい覚悟を決めて新しい組織をつくる。そのために必要な人材を集めるというところからやっていただきたいというふうに思っています。

こういうセンターがもしできたらすごくうれしいとは思っていますけども、現状の——いや、私が知っていた、私が現役当時に知っていた現状から考えると、あまりにも夢物語過ぎて、非常に不安に感じました。

すみません、ちょっとひどいことを言ったかもしれません。

**【根立会長】** 修理センターに関しては、在り方に関する検討委員会でもかなり慎重に議論していて、私も出席していますけれども、恐らくこれからだんだんだんだん、やるべきことがはっきり見えてくると思うので、ちょっとその議論を待たないといけないのかなという気がします。

1番目に関しては、これ、事務局のほうから、今の川野邊委員に対するある程度の回答というか、現時点でできるような回答があれば聞かせていただきたいんですけど。

**【齋藤課長】** 事務局でございます。原材料のリスト化のところですけども、このリスト、まず文化庁がつくるということを想定しておりますけれども、まずリスト化をして、実態をさらに調査すると。で、必要な支援をその上で検討してというところで、まずは現時点で、予算事業で、これは28ページの一番下のところで、長期的な安定供給のための仕組みについて、原材料に関する各種の調査、需給調査ですとか長期の利用予測ですとか、そうしたこと、予算事業をやっておりますけれども、それを踏まえ、引き続き検討というふうにしております。まずは予算事業で対応するというところが考えられるのかなと思っ

ておりますけれども、いずれにしろ、先生方の御意見を踏まえて、今後検討していきたいと考えております。

【根立会長】 どうぞ。

【小林審議官】 すみません、1ではなくて文化財修理センターのほうなんですけれども、よろしいですか。

【根立会長】 どうぞ。

【小林審議官】 すみません、先ほど会長のほうからも、まさに今、議論中だということでお話いただきました文化財修理センターです。今は一番、何といたしますか、まさに理想的に、どういう機能があったらいいかということと全部、取りあえず机の上に全部広げてしまっているという段階かと思っておりますので、そこから、確かに御指摘のように、ある程度現状を見据えた、絞り込みなのか、あるいは段階を分けて対応していくということなのか、何らかの現実的な対応が必要かと思っております。

ただ、一つだけ、なかなかまだ議論中ですので申し上げるのは難しいところなんですが、事務局としましては、物理的に京都の、今の例えば国立博物館のところにある修理センターで物理的に行う機能と、また、例えば文化庁なり文化財機構なり、全体を見回して既にある様々な施設なりで持っている機能を整理して、概念的な文化財修理センターといたしますか、全体を見回したときに行う機能と必ずしも一緒ではないと思っておりますので、京都で物理的に行うものというのもまた現実的な検討が必要かとは思っております。

ただ、まさにこれから先生方の御議論を伺いながらまとめていきたいと思っておりますので、また適切な御助言をいただければと思います。

【根立会長】 ほかに。山本さん。

【山本委員】 今、審議官がおっしゃった形で、私も根立先生も、センターの検討会に出させていただいておりますが、先ず会議では理想的な形としての案がたくさん広がっています。

ただ、この構想の発端のひとつが、京都の国立博物館の中に在る、日本で一番最初にできた文化財保存修理所の老朽化ということから発展しているので、センター構想として国内外に発進するには、ほかの国立博物館機構、文化財機構を巻き込まないと、京都にだけいいものができるのか、「それは京都のことでしょう」というふうな感じがあるのじゃないかと思っております。

会議にも出ていろいろお話ししていると、まずそのシステム、機能という意味でやって

いくという大きな話で、地面にひっついていてる部分が京都にあったとしても、決して「京都にいいものできたな」というだけではないのだろうと思っております。

会議は傍聴もあるので、国立博物館や自治体で実際に動いていらっしゃる学芸の方や、そういう関係の方を、もっと巻き込んでいただけたらいいのではないかと思います。

【根立会長】 近藤さん、特に文化財保存・継承に不可欠で安定供給を図るべき原材料リストの公開への問題などで御発言があれば。

【近藤代理】 リスト化については、川野邊委員がおっしゃったように、本当にリストをつくる途中で止まったら何もならないなど。その次の段階がやっぱり必要だなど。そこは同じ考えでありまして、じゃあその次の段階をどういうふうに機能するような仕組みを構築していくかという、そこはまだいい考えはありません。課題です、大きな。

だけど、例えばなんですけど、コウゾだってすごくちゃんと手入れして、原料処理がやりやすいコウゾがたくさん育ってくると、紙すきさんにとってはありがたいんだけど、単に、例えば枝分かれして、枝に傷がいっぱいついてるコウゾがたくさんあっても困るわけですよ。それは仕事増えるだけだから。

だからそういうふうに、求める質というのがやっぱり違ってくるし、その質がやっぱりいい物が、ちゃんとリスト化した結果、質のいい物が現場にちゃんと供給されるような仕組みをどうやってつくったらいいいのかなと、私もこれからよく考えます。

それからセンターについては、具体的な詳しいことは、意見はあんまりあれですけど、少なくとも、有形文化財の周囲がその対象として、このセンターが扱う文化財として、やはりまずそれが考えられているようではありますけれども、パブリックコメントにも芸能関係の方の御意見が大分あったように見受けられますが、無形文化財に関しても、情報としては集約するような、そういう機能をセンターに持ってもらう。

だから、有形にも必要な、多分用具や原材料に関して言えばなんですけど、用具や原材料の情報が、それは無形の関係者にもアクセスができて利用できるような、そういう情報の集約やコントロール、発信、そういう機能を持たせてやってほしいなと思いますね。

実際、さすがに大きな彫刻の修理にはあんまりないと思うんですけど、例えば選定保存技術の漆工品修理の保持者の方は、漆芸作家であって、自ら解除を希望されて解除された方は、重要無形文化財の保持者でもあったわけですよ。

だから、同じ人が文化財修理に携わる。だけど、工芸技術を使っただけの創作活動もやっている。そういうケースがあります。

だから、有形に限定する情報の集約ではなくて、無形にも役に立つような、そういう情報の集め方、出し方、発信の仕方、それができるセンターであってほしいなと思います。

以上です。

**【奥鑑査官】** ちょっとよろしいですか。川野邊委員、近藤委員からリスト化について、リストをつくっただけでは何もならないという御意見がありましたけれども、もちろん、その次が大切であることは認識しておりますが、リストをつくるということに何も意味がないということでは必ずしもないと認識しております。

先ほど、選定保存技術の人たちの中に顕彰的な要素というふうなお話もありましたけれども、やはりリスト化によって、これが文化財修理に必要な材料なのだとということを明らかにすることによって、例えば現在、始まってまだ数年ですけれども、かなり実効性があると評価もあります管理等業務支援事業などにその意義が認識されると、そこが自治体なんかには、自分たちのやっていることが何なのかということを知ってもらいたいという好機になるという。

これは今おっしゃった、やや強めに発言なさった、その次のことが大事だということをおっしゃるために発言なさったと思うんですけども、聞いている方は、それだけだと意味がないみたいに思われるのではないかと思いますので、ちょっとその辺を付け加えさせていただきます。

以上です。

**【近藤代理】** 補足してもいいですか。

**【根立会長】** どうぞ。

**【近藤代理】** リスト化に意味がないなどは全然思っていません。リスト化も必要ですからぜひやってください。でも、そこで終わりじゃないでしょうと言いたかっただけですから。

ぜひ、これも大事なことでするので、やってください。

以上です。

**【奥鑑査官】** 全くそのとおりで。むしろリストができていないところのほうが問題なんじゃないかと思うんですけど。リストがあるのは当然なので、それをどうするかというところが大切ですよ、と言いたかっただけです。

**【根立会長】** ほかは。大野先生は今、退席しているのかな。

それでは、3番目の文化財の保存・継承に不可欠で安定供給を図るべき原材料の――あ、

すみません、大野先生、何かあれば。

【大野代理】 最初に申しあげましたので結構です。

【根立会長】 はい。最初の、文化財の保存・継承に不可欠で安定供給を図るべき原料のリスト化に関しては、これはリスト化は当然のこととして進めていただいて、次の段階に進むべき資料をリスト化していただくと。

4番目の修理センターに関しては、これは私も川野邊委員の発言は非常によく分かるところがあるんですけども、ただ、これは極めて慎重に、センターのことにに関して審議して行って、今のところ、こういうことは可能性としてはできるんじゃないかということと並べている段階ですので、恐らくもう一回そういうことがあって、改めて、ちょっと時間が開くようですので、今度はより具体的なことに移ってくるようですので、それを待ちつつ、また、この会議でももう一回はできるのかな、中間報告ができるようでしたらそれをお聞きしたいという気がします。

それでは、最後の問題の、多様な資金調達の促進について、事務局より説明をお願いします。

【篠田課長】 3つ目の議題になりますけれども、多様な資金調達の促進ということで、資料でいうと30ページになります。

中間整理における記載におきましては、地域社会全体で文化財を支える観点から、地方公共団体が域内の幅広い文化財の保存活用を支援するための多様な資金調達を後押しする仕組みを検討するといったことで記載をされております。

このことに関しまして、現状でございますけれども、文化庁におきまして、6月から7月にかけて、文化芸術に関する多様な資金の活用状況に関する調査といったことを行いまして、これは全都道府県・市町村に調査ということで回答をお願いいたしましたところ、直近3年間におきまして、文化芸術振興を目的としたクラウドファンディング型のふるさと納税、あるいは企業版ふるさと納税を活用した都道府県・市町村は229団体ということで、全体の12%でございました。

また、今後ですけれども、令和5年度以降、これらの活用を実施予定と回答した団体が146団体ということで、検討中を含めると570団体ということで、今後、こういった文化芸術振興を目的としたクラウドファンディング型の資金調達を検討している自治体はかなり増えてきているといった状況がございます。

一方で、右側の棒グラフですけれども、実施上の課題ということで、寄附者の共感を得られるようなプロジェクトのアイデア出しが大変であるとか、あるいは事務作業の手間が

負担である。また、目標額を達成するための戦略が分からないといった、いわゆるノウハウ等についての課題を指摘するような回答というのが大変たくさんございました。

ということもございまして、今後の取組方針ということでは、地方公共団体における文化芸術振興を目的とした寄附等による資金調達モデルの形成支援を行いたいというふうに考えております。

具体的には右側の概念図にありますけれども、文化庁からの実証事業として、地方公共団体に対して委託をする形で、この寄附募集、あるいはPR等の実施に係る事業を委託するといったことによりまして、地方公共団体に、資金調達でありますとか、文化財の保存活用に係る資金調達のノウハウ、知見を蓄積いたしまして、優良事例を横展開していくといったことを考えていきたいというふうに思います。

このことによりまして、国指定文化だけではなくて、地方指定でありますとか未指定文化財を含めた、地方の多様な文化財の修理の促進といったこと。また、文化財の適正な周期による修理でありますとか、仕事量の増加といったことを促すことによりまして、文化財の保存と活用の好循環を目指すといったことを目指していきたいというふうに思います。

資金調達の促進という側面はございますけれども、これまでいろいろ先行事例を伺いますと、文化財の保存・活用をしていきたいといった共感をいかに広げていくかといったところが一つの鍵だということも伺っておりますので、そういったノウハウ、あるいはその先行事例も踏まえまして、こういった事業展開を進めていきたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

**【根立会長】** どうもありがとうございました。これについて御意見、御質問があればお願いいたします。

度々すみません、大野先生、何か御発言をお願いできませんでしょうか。

**【大野代理】** クラウドファンディングということが随分と、ここ1年ぐらいで注目をされるようになりまして、先週もシンポジウムがあったみたいで、そのシンポジウムのYouTube記録みたいなものを文化財関係の方から頂いて拝見をしました。

法隆寺が1億円以上集めたという話から、様々なやり方、可能性というのが出ていたので、注目すべき方法だということはあるし、文化庁さんのほうも、補助金というものに資金集めに対するインセンティブを与えるというようなことも発表されていた。

大きな可能性はあるんですけども、改めて自分の立場から見ると、そういう資金集め

みたいなものの知恵は全くないものですから、やはりクラウドファンディングなどを行う場合に、一番我々ができることというのは、正確な情報というんでしょうかね、基本になる文化財というものの実態とその魅力というものをきちんと調べて、それを魅力という形で地域の方々に伝える。その辺の基礎的な作業というのが、研究者としては絶対に外してはいけないことなんだろうなということを、改めて強く感じているという次第です。

以上です。

**【根立会長】** どうもありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

このあたりお詳しい。順番で行きますかね。近藤さん、いかがでしょうか。

**【近藤代理】** 教えてくださいになっちゃうんですけど、このパブリックコメントの中にあつた、例えば文化財の修理費用を所有者がクラウドファンディングで集めると、所有者の負担できる額が増えるわけですよ、つまり。それは補助率の低下につながる可能性があるかというような、そういうことを懸念していますという意見が二つ三つあつたように思うんです。そうなんですか。

寄附金を集めると、例えば極端な場合に、その補助率が下がって、結局所有者の負担は増えちゃうというようなことってあり得るんですか。質問です。教えてください。

**【篠田課長】** 御質問ありがとうございます。御懸念の点、かなり伺っておりまして、今年度から補助要綱を改正をいたしまして、国指定文化財、国宝・重要文化財の修理についての補助ですけれども、加算の部分について、クラウドファンディングで集めた場合には同額を加算できるというような補助を新たに設けました。

すなわち、例えば5%の加算の場合に、10%分を自分でクラウドファンディングで集めた場合は補助率の加算も10%になるということで、逆にインセンティブになるというような制度を今回設けましたものですから、そういった御懸念というのは当たらないということについて、広く周知をしていきたいというふうに思っています。

**【近藤代理】** そういうのを積極的に出していくといいですよ。

**【篠田課長】** はい、ありがとうございます。

**【根立会長】** 川野邊さん。

**【川野邊委員】** 今の件がとてもよかったなと思っています、個人的には。

あと、現場でいろいろ相談を受けると、コンサルをどうやって探すのかというのが多いんですけど、コンサルがすごい文化財に素人なところばかりが来て、そんなところをコンサルしても何にも労力減らないんじゃないのというような件が、僕が関わっているとこ

ろはそんなに多くないので、ほかは立派なコンサルが来るのかもしれないんですけど、その辺の、あまりにも低質なコンサルって除去できないんですかね。

何か全然物を知らないで、単に来てみました、みたいな人に会うことがよくあって、そういうのって、今回文化庁が優良例を幾つかやっていただければ、そういうところが広がって行って、そういう被害が減るのかなというふうに思うんです。

これ、別に資金調達だけじゃなくて、活用計画のコンサルもひどいところが結構多くて、そういうところも何か、文化庁が推薦するわけにはいかないと思うんですけど、最低限こういうことを満たしている会社があるといいなみたいなものが出せるとありがたいなと思うんです。

現場に行って、既にコンサル会社と契約しちゃっているからにっちもさっちもいかなくなっている例が結構あって、すごい悲しいなと思うんですけども、やっぱり、地方公共団体の担当の人も文化財の素人ということは結構あるので、その辺、何かもう少し。せめて悪くない会社が見つかるようなシステムがあるといいかなと、個人的には思っています。

【根立会長】 山本さん。

【山本委員】 私自身、経験が少なく、知り始めたばかりです。私の業種ですと、こういう形で集められたお金で修理を依頼されて、具体的な修理させてをいただく立場になります。ただし、プロジェクト全体としては、寄附して頂いた方に対して、どのように還元ができるのかということまで大切で、その運営は、お金を集めるだけではなくて最後までプランが出来ているかどうかだと思います。やはり、川野邊先生がおっしゃっているみたいな良質なところとやっていけるかどうかという形になると思います。

契約を結ばれるのは、所有者さんであつたり地方公共団体であつて、我々はそれを受ける側なんですけど、実際には一緒にいろいろ考えながらやっていくことも大切です。

今、何かはっきり言えるほど経験を積んでいない部分がありますが、やはり良質なところが育ってほしい。そのために、大野先生がおっしゃったみたいな、研究者の方が文化財の基礎の魅力、そういうものをきちっと出していただいて、所有者もコンサルする人もそういうものをちゃんと分かって物が動くという形が要るんだろうと思います。

それと、目立つ文化財にだけにそういうものが集中するのではなくて、前の会議でも出ていたと思いますが、1つの物だけのためのクラウドファンディングではなくて、それに付随する地域であるとか文化財を広くひとまとめにして、ふるさと納税とかファンディングという形で、1点だけでは一般には注目されない文化財も含まれるような計画が、今後多

くできてきたらいいのではないか。そのためには本当に専門家が必要だろうなと思います。

**【篠田課長】** よろしいですか。今、山本委員がおっしゃったように、クラウドファンディングを実際手がけているプラットフォームですとか、あるいは実際に活用した自治体に伺いますと、本当におっしゃるように、最後までちゃんと報告するといったところの基本的なところ、どういったことについてお願いをし、それに対して協力いただいた、それに対しての御報告、その関係づくりというのをいかに続けていくかというところが成功の鍵だという話を伺っておりますので、本当に見返りというよりは、共感していただいた気持ちに対してどうお応えするのかというところの、本当の基本的な心のつながりのような部分が本当に大事だということを伺っております。

そういった意味で、基礎的な情報で文化財の魅力とか価値とか、どこに困っているのかというところについては、本当に専門の職員とか専門の先生方に頼らざるを得ない部分があるんですけども、それをどう関係づくりしていくかというところの、関係づくりのうまい方がいらっしゃいますので、そこのつながりでもってこのプロジェクトを立ち上げて、その関係がより長く続いていくような、そういったところがやっぱり成功していくんだろなというところを、肌では、何となくですけども感じております。

ですので、実際の契約、川野邊先生からありましたけど、実際の契約自体は自治体がやりますので、その契約自体にどうこうというのはないんですけども、そういった優良事例が増えてくればおのずと、どういったことに気をつけていくのがよいのかといったところのポイントですとか、優良事例でこういったところで成功しているんだというところが広がってくると思いますので、そういったことを注視しながら進めていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

**【根立会長】** ほかにございますでしょうか。

いずれにしても、今やっぱり、特にコロナの問題もあって、大きい、あるいは有名な社寺でさえも収入が激減して、もう補助事業、国庫補助でかなりの額をもらっても、もうやっぱり自己負担が負えないというような状況にもなっているので、クラウドファンディングとか、あるいはほかの資金調達の問題は、これはもう本当に必要不可欠になってきているんだと思うんですけども。

ただ、じゃあどこに相談をしに行くのかとか、あるいは有力なコーディネーター、コーディネーションをやってくれる人たちがどこにいるのかとか、そういう問題があって、これは修理センターの話でも、そういう窓口を設けたらいいんじゃないかという話が出ていま

すけれども、確かに、有名なところが成功しているのかというだけじゃなくて、無名でもうまくいっている例はあるんですよ。

だから、その辺は本当にうまいコンサルティングの業者というか、団体をいかに見つけてやるのかという、そこがかなり関わってくるんじゃないのかなという気がしますけれども。

それでは、御意見ほかにありますでしょうか。あるいは全体を含めて、何か言い残したことがあれば。どうぞ。

**【近藤代理】** 大分この概算要求も文化財関係の予算を大きく増やす方向でとしておられるようでありますが、これはすごく大事なことで、やっぱり、どうしたって文化庁の予算って少ない。

この間、学生のレポートを採点していたら、中に何箇国かの文化予算の比較一覧表をつけてきた学生が、日本の文化庁の予算が少ないって書いてきたんだけど、実際そうだと思うんです。

だから積極的に、やっぱり先立つものがないと新しい施策、大事な施策も動かせないわけですよ。修理の周期が適正でないというのも、やっぱり予算がないからで、それは文化庁だけの問題ではないけれども、文化庁がもっと例えば補助金を増やして、修理に対する補助金を増やしてあげられるとか、そういうことでも状況は変わってくるはずですよ。文化庁の予算は事あるごとにどんどん増やしていく方向で、積極的に動いてほしいなと思います。よろしくをお願いします。

以上です。

**【根立会長】** それでは、よろしいですか。

では、定刻になりましたので本日の議題は全て終了しましたので、閉会といたします。

事務局より、次回会議日程等の事務連絡をお願いいたします。

**【山川補佐】** 次回の第11回の会議は10月17日、16時からとなります。

本日、お気づきの点や追加の御意見がありましたら、事務局までメール等で御連絡いただければと思います。

**【根立会長】** 本日も貴重な御意見をいただきまして大変ありがとうございました。終わりにします。

— 了 —